令和６年度　第１回秦野市教科用図書採択検討委員会　会議録（要点筆記）

令和６年５月１５日（水）
１６：００～１７：００
秦野市役所教育庁舎３階ＡＢ会議室

開会　今年度の教科用図書の採択に関わる事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしく御願いいたします。

委員長・副委員長が決定するまで本日は私のほうで司会を務めさせていただきます。

それでは、これより令和６年度第１回秦野市教科用図書採択検討委員会を開会いたします。

教科用図書採択は子どもたちの学習内容や学習効果に直接関係する大切な教材であり、その採択については教育委員会としても大変重要なものと考えます。

今回の検討委員会は令和７年度から使用する教科用図書について検討をするために、お手元の資料、会議資料を御覧いただきたいのですが、１ｐ２ｐの要綱に基づき設置されております。７月の臨時教育委員会会議で最終的な採択がされることになりますが、その採択の前に７月１日の第２回の採択検討委員会では、調査員の報告を受け、皆さんから様々な意見をいただきたいと考えております。そして、いただきました意見を集約し教育委員会会議に報告していただくことを本採択検討委員会にお願いしたいと思います。

教科書採択につきましては市民の関心も高く、そのあり方や採択方法など様々な話題が出ております。これまでにも関係する要望などが教育委員会にも提出されております。そこで、今回も公正で適切な採択となるよう是非ご協力をお願いいたします。

会議は非公開ですが公式の会議ですので、会議録をとらせていただきます。会議録につきましては、後日、市のホームページで公開することになります。また、情報公開請求につきましては、会議資料や委員の名前も請求対象となりますが、採択事務が終了する時期まで、８月末くらいを予定しておりますが、請求に対して非公開として取り扱います。そこで、委員の皆様にも、採択事務が終了する８月末までは、本検討委員会の協議内容、資料の取扱い等について秘密事項でお願いいたします。

様々ご苦労をおかけしますが、子ども達のためにご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

それではこれからは会議資料、表紙の裏側にあります次第に沿って進めさせていただきます。
次第の２番《委嘱状の交付、および署名》につきまして

事務局　資料１ｐをご覧ください。
第１条　趣旨について
第３条　検討委員会の組織について
第４条　委員長・副委員長について
第６条　保護者代表の出席について、こちらにまとめられております。
この第６条から、本日、秦野市 PTA 連絡協議会のご推薦を受けた保護者代表の方にご出席をいただいております。ありがとうございます。
第７条　調査員については後ほど説明いたします。

資料２ｐになります。教科用図書採択検討委員会設置要綱第８条におきまして「委員及び調査員には、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を充てる。」とあります。これにのっとり、机上に委嘱状を配付させていただいております。また、あわせて誓約書を置かせていただきました。それでは、署名、捺印をいただきたいと思います。済みましたら、事務局で回収いたします。

事務局　それでは、本日お集まりいただきました、秦野市教科用図書採択検討委員会の委員の皆様に自己紹介をお願いします。
（自己紹介終了後）※欠席者１名を課長から紹介
採択検討委員会の設置要綱第４条に委員長、副委員長を委員の互選によって定めるとなっております。皆様より御推薦をいただきたいのですがいかがでしょうか。

委員　最終採択に関わる教育委員さん以外の方にお願いするとなれば、校長会長にお受けいただけないでしょうか。

委員　中学校教科用図書採択年度ということですから、中立・公正なところで委員長を小学校の委員に、副委員長を中学校の委員にお願いしたほうが、説得力があるのかなという思いがします。

全委員　異議なし

事務局　それでは、小学校長会代表の委員に委員長を、中学校長会代表の委員

に副委員長をお願いいたします。
　これからの進行につきましては委員長にお願い致します。

委員長　　本検討委員会趣旨をご理解いただき、公正かつ適正な採択ができるようご協力をお願いします。
　はじめに、《次第の４　令和７年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択について》資料３ｐ～２４ｐまでの教科用図書採択に関する基本的事項について事務局より説明をお願いします。

事務局　　事務局より本日の資料等についてご説明いたします。
　資料３ｐをお開き下さい。
　１　教科書の定義
　２　教科書の使用義務
　３　教科書の種類については後ほどお読みください。
　Ⅱ　教科書が使用されるまでの流れになります。
　１　編集　民間の教科書発行者が著作・編集し、図書を作成します。
　２　検定　検定申請された図書は文部科学大臣の検定を経て、はじめて学校で使用さる資格を与えられます。
　３　採択についてですが、検定済教科書は、通常、一種目について数種類存在するため、この中から学校で使用する一種類の教科書が決定・採択される必要があります。採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会にあります。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告されます。
　４　発行（製造・供給）及び使用
　５　教科書の無償給与

　ということになっております。
　続きまして、４ｐをご覧ください。教科書が使用されるまでの流れ、教科書検定・採択の周期について載せてあります。
　小・中学校は、原則として４年ごとに採択替えをすることになっており、今年度は中学校について、令和７年度から 10 年度に使用する教科書の採択を行う年度となっております。
　５ｐは、この教科書採択の法的根拠となっております学校教育法第３４条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１２条等を載せてあります。無償措置法第１２条には、「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」とあり、教科用図書採択地区の設定の義務が規定されております。

これに基づいて７ページの表にありますように神奈川県では２５の採択地区となります。
　秦野市では採択地区が市の単位で行っていることから、採択結果及び理由の公表についても、採択終了後に公開することになっています。

　次に８ｐに採択の流れ、９ｐに秦野における採択検討に関わる日程が載せてあります。これにつきましては今後の日程についての説明の中で詳しくふれたいと思いますが、この採択検討委員会は、このような形でお集まりいただくのは、今日と７月１日（月）の２回です。７月１日は、調査員からの報告を受けながら１６種目について協議をしていただき、報告書を作成してまいりますので、よろしくお願いいたします。
　それから皆様に調査研究していただくにあたり、教科書を見ていただく機会として、秦野市立図書館２階の教科書閲覧コーナーで６月中旬からご覧いただくことができます。また、教科書展示会を、教育庁舎３階小会議室において６月１８日から７月８日まで開催いたしますので、自由に教科書の調査研究をしていただければと思います。

　続きまして１０ｐをご覧ください。この１０ｐから１９ｐは、神奈川県教育委員会から通知された県の令和６年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を載せてあります。
　特に１１ｐには、県の採択基準が書いてあり、これに則って秦野市における採択の基準となる採択方針を定めてまいります。

　１３ｐをご覧ください。教科・種目に共通な観点として、「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」、「かながわ教育ビジョンとの関連」が挙げてあります。
　別冊の「調査研究の参考資料」の１ｐから７ｐに教育基本法を資料として載せています。また、８ｐは学校教育法、特に義務教育の目標となる部分を載せています。さらに１０ｐからは神奈川県教育委員会のホームページから引用しました『かながわ教育ビジョン』の概要を紹介させていただいております。これらの法や計画に基づき、調査研究の観点が示されているわけです。

　会議資料の１４ｐにお戻りください。
　内容と構成
　分量・装丁・表記等
　教科・種目別の観点については、後ほどお読みください。

１７ｐをお開きください。英語につきましては、令和６年度から全ての小学校５年生から中学３年生にデジタル教科書が提供されていることを踏まえ、紙の教科書が調査・検討の基本であることとした上で、学習者用デジタル教科書（見本版）も調査対象とし、採択の考慮事項とすることができます。本日は、見本版を見ることができるＵＲＬをお渡しいたしますが、このＵＲＬは採択関係者のみの特別なものになりますので、取扱には御注意いただき、ＵＲＬやＩＤ・パスワード等を口外しないようにお願いします。

１８・１９ｐには、特別支援教育に係る観点が示されています。

次に、２０ｐをご覧ください。秦野市も県の指導のもと、この県の採択方針を受け、教育委員会会議におきまして秦野市教科用図書採択方針を定めることにしております。

令和７年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針は、

１　採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。

２　文部科学省の「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

３　学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

４　小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の障害の程度や発達の状況等に応じ、適切なものを採択する。

となっております。

最後に参考資料として配付いたしました国からの通知を紹介させていただきます。

別冊の参考資料１４ｐからをご覧ください。「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」及び２７ｐからは「令和７年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」でございます。

これは、令和６年３月に文部科学省から出されたもので、令和７年度使用の教科書の採択について、調査研究に基づき、採択権者の判断と責任により適切に行われる必要があることが記されています。

教科書の採択に当たっては、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であることや、教育基本法等の法律や学習指導要領の趣旨を踏まえ、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がな

されることが必要であることが求められております。このあたりも十分留意をする必要があると考えます。以上でここまでの説明を終わります。

委員長　　ただ今、事務局から説明がありました。教科書の使用と採択、採択の日程、採択地区、検討委員会、調査研究、採択方針等、大変多くのことが説明されましたが、今までの部分で何か質問がありますか。

委員長　　それではないようですので、次第の５《議事》に入ります。（１）令和７年度使用中学校の教科用図書調査研究について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　参考資料３６ページ、別記の表をご覧ください。
こちらは、「令和７年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」の表になります。今年度（令和６年度）は小学校で新しい教科書の使用開始、中学校で教科書の採択替えの年となっています。
その上で、参考資料２７ページからの令和７年度使用教科書の採択事務処理についての中で、２８ページ「（１）小学校用教科書の採択について」では、「令和５年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」が書かれております。
神奈川県の動きにつきましても、今年度神奈川県では新たな専門調査委員会は開催しておりません。
秦野市採択検討委員会設置要綱の第７条に「検討委員会に必要に応じて調査員を置く」、となっておりますが採択検討委員の皆様には、調査・研究の進め方について検討をお願いしたいと思います。

委員長　　ただ今事務局より、令和７年度使用小学校の教科用図書調査研究について説明がありました。今年度の採択については事務局からの説明の通りの状況ですので、秦野市としては、新たに調査員を置かずに、令和６年度の調査報告書をもとに令和７年度の採択検討を行うことでいかがでしょうか。ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

全委員　　異議なし

委員長　　それでは、小学校の調査研究につきましては、新たに調査員を置かず、採択検討を行うということでお願いしたいと思います。

委員長　　次に、（２）設置要綱７条の令和６年度教科用図書採択検討委員会調査員の委嘱について事務局から提案をお願いします。

事務局　　この採択検討委員会の役割は、調査したものを教育委員会会議で報告することであります。秦野の子どもたちのことを考えた場合、あるいは神奈川県の特性を考えた場合にこういう教科書が適切ではないかと採択をするところではありません。そういう意味では、１つ１つの教科書をじっくり調査する必要があるという中で、設置要綱第７条で採択検討委員会が調査員を置くことができることが定められております。そして、学校現場の先生に調査員として、資料を作っていただく、つまり採択検討委員会がまとめる報告資料を作るための調査資料を作成してもらうことをお願いしています。

資料２１ｐをご覧ください。今回の調査員の候補者を提案させていただきます。

なお、設置要綱の第７条にもありますが、調査員は教科用図書の専門的な調査研究の充実を図るというねらいから、中地区３市２町の共同調査研究という形をとらせていただいております。平塚・秦野・伊勢原と、現在二宮町・大磯町は合同でということで、各教科それぞれ１名が選出され、合同調査を行うことになります。

秦野市における調査員につきましては、設置要綱第７条に基づいて学校教育に経験の豊かな者のうちから、専門性に優れた方を推薦させていただきました。ご審議をお願いいたします。

委員長　　ありがとうございました。調査員について提案がありました。調査員候補者が出ておりますが、その教科において専門性が高い方ということで出ております。質問や意見がありましたらお願いします。

全委員　　異議なし

委員長　　全員異議なしと認めます。議案「令和６年度秦野市教科用図書採択委員会調査員の委嘱について」は、事務局提案どおりとしたいと思います。

続いて、次第の６《協議》に入ります。「令和７年度使用教科用図書について」と「今後の日程について」の説明をあわせてお願いします。

事務局　　それでは説明をいたします。まず、「令和７年度使用教科用図書につ

いて」でございますが、会議資料の２２ｐ２３ｐをご覧ください。
今回は１０教科・１６種目について内容等を調査していただくことになります。
２４ｐは現在、秦野市の小・中学校で使用している教科書を紹介しています。無償措置法第 14 条により、教科用図書の採択期間は４年間と定められておりますので、上段の「小学校教科用図書」については、令和６年度から令和９年度まで同一の教科書を使用します。下段の「中学校用教科書」については、令和６年度が４年目の使用となります。
続いて、今後の日程について確認させていただきます。２５ｐに採択検討委員、調査員の今後の日程について載せてあります。
第２回採択検討委員会を７月１日（月）に開催したいと思います。この時には、調査員が調査研究をしてきた内容について報告をいたします。調査員の報告、採択検討委員からの質疑、採択検討委員の協議をしていただくことになりますので、よろしくお願いします。
先程もご説明いたしましたが、採択検討委員の学習機会も用意してございますので、ご都合がつく範囲の中で参加していただければ思います。
また、もしご希望があれば、教科書をご自宅までお届けします。例えばある学年のみの教科書をお貸しするとか、貸し出し期間を調整するというように、ご希望があれば相談をさせていただきます。２５ｐから２６ｐには、教科書展示会について書いておりますのでご覧ください。
以上でございます。

委員長　　ありがとうございます。採択検討委員会は、今日が終われば次回は７月１日（月）ということになります。その時までに我々検討委員も秦野の子どもたちにとってふさわしい教科書はどのようなものかを学習しておくことが必要になろうかと思われます。何かご質問等ございますか。

委員　　特になし

委員長　　「令和７年度使用教科用図書の調査研究の内容について」と「今後の日程について」、ご理解いただけましたでしょうか。

全委員　　異議なし

委員長　　よろしいでしょうか。本日予定されていた次第については、終了いたしました。その他、あるいは全体を通して何かございますか。

全委員　　特になし

委員長　　それでは以上です。事務局お願いします。

事務局　　本日は、長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。また、スムーズな御審議ありがとうございました。

第２回の採択検討委員会は、一日がかりとなり大変ご苦労をおかけいたしますが、皆様方にもお力をお借りしながら進めていければと思っておりますので、どうぞよろしく御願いいたします。

私たちもこれからしっかり勉強し、研究させていただきながら、適正な採択に進んでいけるように取り組んでいきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。